

11 障害のある方の権利擁護

(1) 成年後見制度

成年後見制度は、判断能力が不十分か欠けている方（知的障害のある方、精神障害のある方等）について、契約の締結等を代わって行う代理人等本人を援助する人を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすること等により、これらの方を保護し、支援する制度です。

法定後見は、本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3区分に分かれ、親族等（身寄りのない方等は、市町村長）の申立てにより、家庭裁判所が本人を援助する人（区分によって成年後見人、保佐人、補助人といいます。）を選任し、この人に代理する等の権限を与えることにより本人を保護するものです。成年後見人等の行為については、家庭裁判所が監督しますが、必要に応じて成年後見監督人を選任することがあります。

任意後見は、本人の判断能力が不十分になったときに備えて、本人が判断能力のあるうちにあらかじめ結んでおいた契約（任意後見契約といいます。）に従って任意後見人が本人を保護し、支援するものです。

任意後見契約では、任意後見人となるべき人との間でその権限の内容等について公証人役場において公正証書により契約を結び、後見登記をしておきます。本人の判断能力が不十分になったときに本人や親族等の申立てにより家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。

【相談・問合せ先】

成年後見制度に関する相談

京都市成年後見支援センター TEL 354-8815 FAX 354-8742
〒600-8127 下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1（河原町五条下る東側）
ひと・まち交流館京都4階 京都市長寿すこやかセンター内

成年後見制度の手続きに関すること

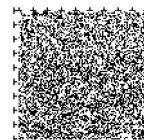
京都家庭裁判所 TEL 722-7211 FAX 701-6383
〒606-0801 左京区下鴨宮河町1

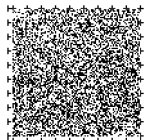
任意後見契約に関すること

京都公証人合同役場 TEL 231-4338 FAX 231-0550
〒604-8187 中京区東洞院通御池下る笹屋町436の2 シカタデイスビル5階・6階

(2) 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

知的や精神に障害のある方等（契約等の内容が理解できる方）が地域で生活されるうえで必要な福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う事業です。





- ア 福祉サービスの利用援助（福祉サービスの利用・苦情に関する相談、助言、情報提供、利用料の支払い等に関する支援）
- イ 日常的な金銭管理
- ウ 通帳・印鑑の預かり
- エ 郵便物の管理

【利用料金】

生活支援員が行う支援は、1時間1,000円（1時間を超えたときは、30分ごとに500円ずつ加算）。

通帳・印鑑の預かりは、1箇月250円

支援に必要な生活支援員の交通費は、別途負担が必要です。

【相談・問合せ先】

京都市社会福祉協議会又は各区社会福祉協議会（P101参照）

（3）障害者虐待に関する相談

障害のある方への虐待を防止し、障害のある方の権利・利益を守るため、「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」では、虐待を受けた障害のある方の保護や支援、養護者への支援等について定められているほか、虐待を受けたと思われる障害のある方を発見した場合の通報義務が規定されています。

※ パンフレット「早期の発見・対応で 防ごう！障害者虐待」を発行しています。

各区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課、障害保健福祉推進室にお問い合わせください。

【相談・問合せ先】

養護者（家族・親族等）による障害者虐待

区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課（P96～99参照）

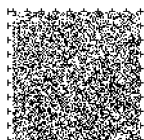
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

- ・ 障害者総合支援法に基づく障害者福祉施設等

障害保健福祉推進室 TEL 222-4161 FAX 251-2940

- ・ 児童福祉法に基づく障害児福祉施設等

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 TEL 746-7625 FAX 251-1133



使用者（雇用主等）による障害者虐待

京都労働局 雇用環境・均等室 TEL 241-3212 FAX 241-3222

京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター TEL 414-4607 FAX 414-4597

障害保健福祉推進室 TEL 222-4161 FAX 251-2940

(4) 障害を理由とする差別に関する相談窓口

障害を理由とする差別に関して、京都市内では、次のような窓口で障害のある方や家族の方などの相談に応じています。

京都市の事業や施設に関わるもの

事業や施設を所管する課等に直接相談してください。

〔 所管課等に直接相談しにくい場合は、障害保健福祉推進室へ
TEL 222-4161 FAX 251-2940 メール syogai@city.kyoto.lg.jp 〕

※ 京都市障害者相談員や障害者地域生活支援センターなど、身近な相談先を通じて、上記の窓口に御連絡いただいても構いません。

※ 「障害を理由とする差別の解消のための事例集～共生社会の実現に向けて～」を発行しています。各区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課、障害保健福祉推進室にお問い合わせください。

京都市の事務事業に関わらないもの（事業者の対応に関することなど）

京都府広域専門相談員（障害者支援課）

TEL 414-4609(相談専用) FAX 414-4597 メール kyousei-soudan@pref.kyoto.lg.jp

雇用における障害を理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮に関すること 事業所を管轄するハローワーク等

人権問題全般に関すること

人権擁護委員・京都地方法務局（人権擁護課）

みんなの人権 110 番 TEL 0570-003-110（全国共通ナビダイヤル）

インターネット（24 時間受付）

パソコンから <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

携帯電話から <https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

